

「いじめ」の認知とは

学校がいじめについて、認知（認めた、知った）し、組織的に対応することです。

- ・ いじめの深刻化を防ぎ、いじめ行為をやめさせ、安心できる状態にすることが目的です。
- ・ 被害生徒・保護者の保護、加害生徒への指導、加害保護者への助言を行います。
- ・ いじめの認知は、「いじめ対策委員会」で行います。組織での対応です。校長や教諭の個人の判断ではありません。
- ・ いじめ行為に被害生徒が気づいていないことがあります。「いじめ行為をされていることを知ったら精神的な苦痛を感じるであろう」と予見される場合は、被害者が精神的な苦痛を感じる前であっても、いじめを認知します。
- ・ 処分ではありません。通知表や調査書に記載することは、絶対にありません。
- ・ 3か月を目途に「解消」を検討します。解消するには、生徒及び保護者が、「いじめ行為が止んでいる」「心身の苦痛を感じていないことを満たしている」必要があります。